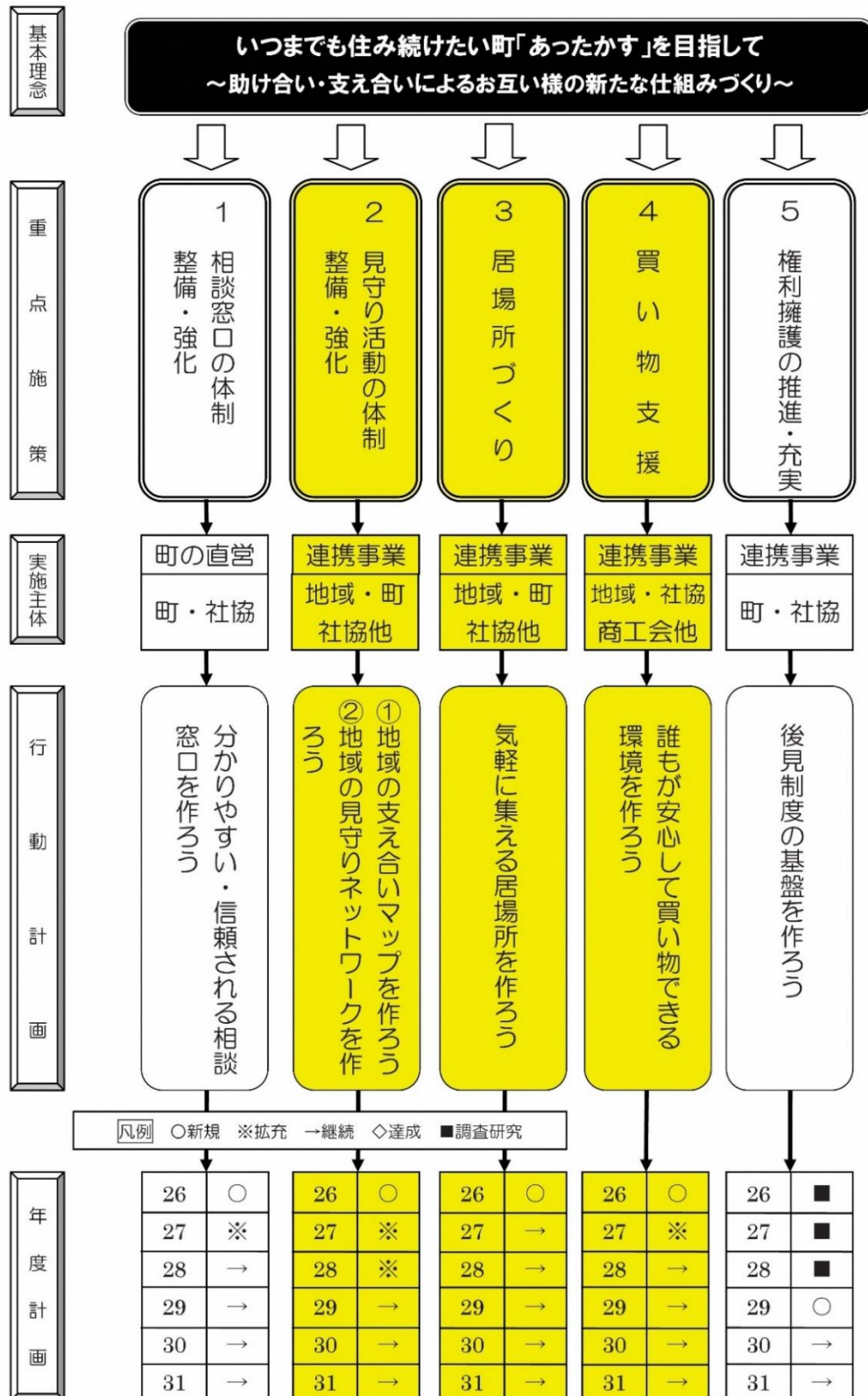


第3章 お互い様づくり行動計画の評価・まとめ

■お互い様づくり行動計画の体系図



重点施策	1. 相談窓口の体制整備・強化
行動計画	分かりやすい・信頼される相談窓口づくり
町の役割 (策定当時)	・新たに「社会福祉士」を地域包括支援センターに配置する。 ・地域包括支援センターと基幹相談支援センターを統合し、児童分野も併せ持つ「生活福祉相談センター」を設立する。 ・生活福祉相談センターの職員スキルアップのための職員研修を行う。 ・困難事例などをテーマに地域ケア会議を定例化させる。 ・社協の体制強化のため地域福祉コーディネーターの配置に向けた準備・協議を行う。
評価・まとめ	・地域包括支援センターや基幹相談支援センターを包含した「生活福祉相談センター」を2014年度に設立したことにより、困りごとの相談といえば「健康福祉課」というイメージが定着している一方、相談しやすい雰囲気づくりや、周知PRを継続して行う必要があるとともに、解決することだけがゴールではなく、傾聴することも相談業務の重要な要素の一つである。 ・「地域福祉コーディネーター」と「社会福祉士」を配置し、相談体制を構築。地域ケア会議も定期的に開催しており、情報共有を図っている。 ・8050問題など、世帯の複合的なニーズや個人のライフステージの変化に柔軟に対応し、アウトリーチができるように専門職を核としたチームサポート体制による相談体制の構築が求められている。 ○悩みや不安について「役場の窓口や職員、社協の窓口や職員」と回答した町民の割合 【前回値：7.7%】 【今回値：10.8%】 

重点施策	2. 見守り活動の体制整備・強化
行動計画	地域の支え合いマップを作ろう
町の役割 (策定当時)	・民協の協力を得て、要援護者から情報共有するための「同意書」を取り、「要援護者台帳」を作成する。 ・要援護者台帳を各団体と情報共有するための仕組みをつくる。 ・要援護者台帳を各町内会と情報共有するための仕組みをつくる。 ・要援護者台帳の既存システムによる管理・更新を行う。
評価・まとめ	・高齢者、障がい者、要介護者などの「要援護者」から同意書を取り、台帳を作成。 ・必要に応じて情報共有を図っているが、十分とはいえないため、よりスムーズな連携を実現するため、民協などの既存台帳との統合も含め、継続したデータベースの管理・更新作業が必要。

行動計画	地域の見守りネットワークを作ろう
町の役割 (策定当時)	・地域住民や民生委員などの見守り活動や相談受入体制の強化を目的として、スキルアップのための支援を行うとともに、関係団体との合同研修会を定期的に行う。 ・民生委員、福祉委員、老人会の見守り団体における情報共有のための合同研修会を行う。
評価・まとめ	・地域住民による見守り体制が充実するよう、スキルアップのための各種研修会を開催。 ・訪問時に悩みごとを発見し、生活福祉相談センターを通じて必要な支援へ繋げることができている。専門職と連携することにより、「見守り」から課題解決につなげることができる体制を整備できている一方、民生委員や福祉委員の活動について認知度が十分ではない課題がある。 ・相談内容の複合化や地域の担い手の確保に課題があり、より地域と行政が連携したチームサポート体制による見守り活動が求められている。 ○民生委員・児童委員を「知っている」と回答した町民の割合 【前回値：43.7%】 【今回値：41.4%】 

重点施策	3. 居場所づくり
行動計画	気軽に集える居場所を作ろう
町の役割 (策定当時)	・モデル事業（エコープ北野）やサロン立ち上げ講座などを実践しながら、自宅型サロンも定着させる（地域住民主体）。 ・拠点型については、地域と十分意見交換を行い、必要に応じて進めていく（公設民営による展開）。 ・自主財源による運営を基本としながら、サロン立ち上げへの補助を行う。 ・既存のサロン活動への支援
評価・まとめ	・自宅型サロンは12箇所が設立（うち1箇所は解散）、拠点型サロンは3箇所（北野、鷹栖、北斗）が設立されたが、高齢者の孤立だけでなく、最近では若い世代の孤立も顕在化している。 ・補助金での支援に加え、必要に応じて運営面においても支援を行っているが、拠点型サロンのモデルとして設置された「あったかす北野サロン」は近年活動が停滞している傾向があり、新たな担い手の確保や取り組みのPRが必要。 ・「働くきかけ」応援事業では、社会福祉協議会と共同で対象者の掘り起こしを行った。事業への利用だけでなく、保健師と連携して必要な支援へつなげることが出来た。 ・今後は、「居場所づくり」はもちろんのこと、就労や地域活動など、地域住民が活躍できる「輝ける場所づくり」を進める。 ○地域サロン設置数 【今回値：15箇所】

重点施策	4. 買い物支援
行動計画	誰もが安心して買い物できる環境を作ろう
町の役割 (策定当時)	・ 社協への補助を行う。 ・ ニーズ調査の実施、集計・分析をする。 ・ ニーズ調査を踏まえた送迎・移動販売の関係機関との検討・協議をする。 ・ 生活福祉相談センターへ連絡のある相談事に対応する。 ・ 社会福祉士が御用聴きサポーターの訪問に定期的に同行する。
評価・まとめ	・ 社会福祉協議会へ事業委託を行い、商工会と連携した「宅配サービス」と「買い物ツアー」を実施。 ・ 訪問時に安否確認や困りごと相談を受けており、必要に応じて生活福祉相談センターへつないでいる。買い物支援から見守り活動にもつながる一方、サポーターの過度な負担にもなっておらず、成功していると評価できる。 ・ 不定期ではあるが、必要に応じて専門職が利用者宅に訪問し、御用聴きサポーターと連携した見守り活動を実施した。 ・ まだまだ買い物に困っている方は潜在的に存在していると思われ、掘り起こしも必要であると同時に、「買い物」だけでなく、生活の移動手段をどうするかという課題も残されている。  

重点施策	5. 権利擁護の推進・充実
行動計画	後見制度の基盤づくり
町の役割 (策定当時)	・ 市民後見、成年後見制度の地域住民に対する周知・PRを行う。 ・ 地域住民向けの「成年後見制度の研修会」を開催する。 ・ 見守り活動や相談内容などから、地域に埋もれている後見制度を利用すべき人・世帯の現状把握を行う。 ・ 生活福祉相談センター、社協、事業所向けの「法人後見の研修会」を開催する。 ・ 旭川成年後見支援センターとの連携
評価・まとめ	・ 旭川成年後見支援センターに委託し、地域住民向けの市民後見人養成研修会を実施。9名が受講し、うち4名が市民後見人として登録済。 ・ 認知症の高齢者や障がい者など、成年後見制度の必要性は高まってきているが、市民後見人として受任するケースは極めて少ない。 ・ 市民後見人登録者のモチベーションを維持するためにも、継続した勉強会や研修会の開催が望まれている。 ・ 法人後見については、具体的な取り組みは実施できなかったが、将来的に増加することが予想されている後見制度のニーズに対応するために、どのような体制を構築するのかを継続して検討を進める必要がある。 ・ 全国的に空き家が増加している中で、今後、後見制度のニーズも増加すると想定される。